



融資保証金詐欺連続発生 建設業者が狙われる

事案の概要

- 事例1 県内で建設業を営む70歳代男性が資金繰りに困っていたところ、会社のFAXに低金利で融資を行う広告が届いたことから、渡りに船と思い広告の会社に600万円の融資を申し込んだところ、11月28日から11月30日にかけて、保証会社への供託金が必要と騙され7回にわたり約332万円を振り込んでしまった。
- 事例2 県内で建設業を営む30歳代の男性が事例1同様の状況で1500万円の融資を申し込んだところ11月30日から12月2日にかけて、契約事務手数料や供託金が必要と騙され3回にわたり約253万円を振り込んでしまった。

注意点

- 1 会社事務所に「低金利での融資」を謳ったFAXが送りつけられる。
- 2 融資を申し込むと「融資のための事務手数料が必要」等と言って現金の振り込みを要求される。
- 3 一度現金を振り込むと「保証金が必要」「供託金が必要」等と言って、次から次へと現金の振り込みを要求される。
- 4 振込先が複数の個人名口座である。

◎ 融資保証金詐欺とは、

融資保証金詐欺とは、実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事件のことです。

◎ 実際の事例

名古屋市内在住、会社経営者Aさん(65歳)の事務所FAXに「**キャンペーン適応金利 年率〇.〇〇%で融資可能 株式会社〇〇〇**」などと記載された書面が突然送られてきました。

Aさんは、会社の運転資金にしようと考え、電話で70万円の融資を申し込みました。

Aさんは、電話の相手から「事務手数料として**37万1,000円**を振り込んで欲しい」と言われ、指示された県外の個人名の口座に振り込みました。

すると今度は、「供託金として**70万円**振り込んで欲しい」と言われ、Aさんは言われるまま70万円を振り込み、更にAさんは、「再度、供託金として**25万円**振り込んで欲しい」と言われ、相手の指示した口座に25万円を振り込んでしまいました。

しかし、一向に融資してもらえず、おかしいと思ったAさんが「株式会社〇〇〇」について調べた結果、全く存在しない会社であることが判明し、132万1,000円をだまし取られたことに気付いたのでした。